



お支払いする場合

- 厚生労働大臣が「先進医療」として認める医療技術・適応症を所定の基準を満たす医療機関で、被保険者が受けたケース。



お支払いできない場合

- 厚生労働大臣が「先進医療」として実施することを認めていない病院で、先進的な医療を被保険者が受けたケース。
 - ➔ 医療技術名や適応症が「先進医療」の要件に該当していても、医療機関が要件を満たしていないため、お支払いできません。

解説

- お支払いの対象となる「先進医療」は、厚生労働大臣が「先進医療」として認める医療技術・適応症（対象となる病気・ケガ・それらの症状）・実施する医療機関に該当している場合に限ります。
- お支払いの対象となる「先進医療」は、被保険者が治療を受けた時点のものとなります。



- 医療技術名が厚生労働大臣が認めるものと同じでも、**適応症や実施する医療機関の要件を満たしていない場合には、「先進医療給付金」のお支払いはできません。**例えば、「患者申出療養（※）」として身近な医療機関で先進的な医療を受けた場合でも、「先進医療給付金」のお支払いはできません。
(※)患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度です。
- 先進医療保障特約は、ご契約の時期により、お支払限度額などが異なります。